

バーゼル委市中協議文書 カウンターパーティ・リスク の取扱いの強化の概要

金融庁／日本銀行
2010年1月

目次

1. カウンターパーティ・リスクとは・・・P2
2. 現行のカウンターパーティ・リスクの取扱いの概要・・・P3
3. 危機を通じて明らかとなった現行枠組みの主な問題点・・・P5
4. 見直し項目の概要・・・P6
5. 本邦金融機関に関連する主な見直し項目・・・P7
6. 資産相関の見直し・・・P8
7. 時価変動リスクの捕捉(信用評価調整(CVA)への対応)・・・P11
8. 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し・・・P16
9. 担保管理の強化・・・P20
10. 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応・・・P25
11. バックテストやストレステスト要件等の強化・・・P29

1. カウンターパーティ・リスクとは

■ カウンターパーティ・リスクとは

- あるカウンターパーティ(取引先)との間のOTCデリバティブ取引や証券金融取引(レポ取引等)が正の価値を持つ場合、当該カウンターパーティが破綻したときに、正の価値の金額を取り損なってしまうリスク(銀行勘定とトレーディング勘定の双方が対象)。

■ バーゼルⅡにおけるカウンターパーティ・リスクの取扱いの特徴

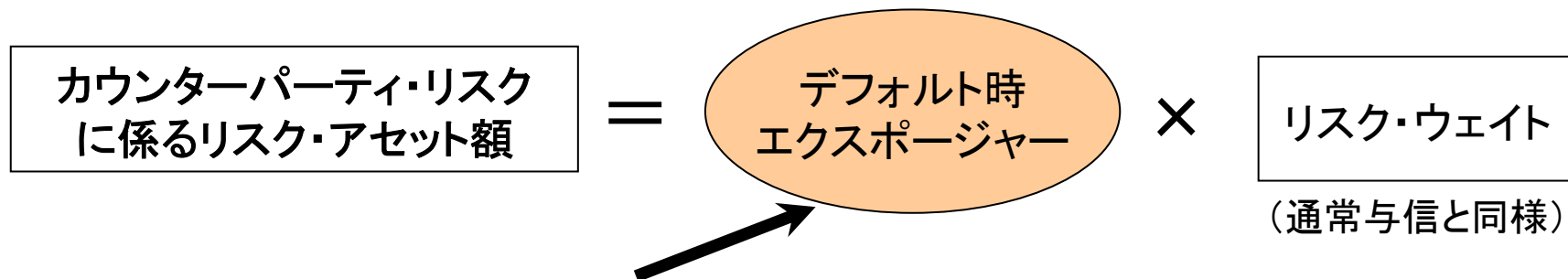
- 基本的には、カウンターパーティのデフォルト・リスク(=「信用リスク」)を捉える枠組み。
- 一方で、通常の与信等と異なり、市場リスク・ファクターやカウンターパーティの信用力の変化等に伴いエクスポージャーの時価が変動するため、価格変動リスク(=「マーケット・リスク」)も内在。
- 現行バーゼルⅡは価格変動リスクを一部織り込む枠組みとなっているが、カウンターパーティの信用力の変化に伴う時価変動リスクを明示的に捉える枠組みとはなっていない。
- 以上に加え、カウンターパーティの信用力の悪化とエクスポージャーの時価の上昇が併せて起こるリスク(誤方向リスク)もあるが、当該リスクを十分に捉える枠組みも現状ない。

	捕捉対象リスク	エクスポージャー額	リスク量の増加要因
銀行勘定※	信用リスク	時価/簿価	① 信用力の悪化(デフォルト確率(PD)の上昇)等
トレーディング勘定※	マーケット・リスク	時価	② 価格変動幅(ボラティリティ)の上昇等
カウンターパーティ エクスポージャー	信用リスク +マーケット・リスク	将来の時価変動を 織り込んだ推計値	①、②に加え、PD悪化とエクスポージャー額の上昇 が同時に起こるリスク(誤方向リスク)がある。

※ カウンターパーティ・エクスポージャー以外の銀行勘定及びトレーディング勘定のエクスポージャー

2. 現行のカウンターパーティ・リスクの取扱いの概要①

(バーゼルⅡ 枠組み文書 Annex4)



対象となるオフバランス取引(OTCデリバティブ取引、証券金融取引)について、下記方式にてデフォルト時エクスポージャー(EAD)を計測

<カウンターパーティ・リスクに係るエクスポージャーの計測方式> (○:採用可能な手法、×:採用できない手法)

EAD計測方式 取引形態	1. カレントエクスポージャー方式 (CEM)	2. 標準方式 (SM)	3. 内部モデル方式 (IMM) (期待エクスポージャー方式)
OTCデリバティブ取引	○	○	○
証券金融取引 (レポ取引、証券貸借取引等)	×	×	○

※ 証券金融取引につき、内部モデル方式によりエクスポージャー額の計測ができない場合は、想定元本額をエクスポージャー額とみなす。その際、リスク・ウェイトは、カウンターパーティのリスク・ウェイトではなく、取引対象商品に係るリスク・ウェイトを使用。

<各計測法式の概要>

- 1 … ポジションの再構築コスト+想定元本額に掛け目をかけて算出した潜在エクスポージャー額の合計
- 2 … ポジションの現在価値と担保価値との差額に乗数をかけて計算
- 3 … マーケット・リスク・ファクター変動によるエクスポージャー額の変動を内部モデルにより推定

2. 現行のカウンターパーティ・リスクの取扱いの概要②

(カレントエクスポージャー方式によるエクスポージャー額算出方法)

- OTCデリバティブ取引のエクスポージャー額は市場変動等により日々変動するため、EADの額が一つに定まらない。

⇒ 現在のポジション額に加え、将来の変動部分をアドオンする形で便宜的にEAD額を算出。

カレントエクスポージャー方式によるEAD算出方法

カウンターパーティ
エクスポージャー額
(EAD)

=

再構築コスト

+

グロスの
アドオン

- OTC取引の時価評価により算出した、現在のポジションを再構築するために必要なコスト(カレントエクスポージャー)。

- 将来のエクスポージャー変動額相当のアドオン(ポテンシャルエクスポージャー)。
- 取引種類ごと、残存期間ごとに、便宜的に以下の掛け目を想定元本額に掛けてアドオン額を計算。

＜グロスのアドオン計測の掛け目＞

残存期間に応じた掛け目	外国為替・金関連	金利関連	株式関連	貴金属関連	その他コモディティ関連
1年未満	1.0%	0.0%	6.0%	7.0%	10.0%
1年超5年未満	5.0%	0.5%	8.0%	7.0%	12.0%
5年超	7.5%	1.5%	10.0%	8.0%	15.0%

3. 危機を通じて明らかとなった現行枠組みの主な問題点

- OTCデリバティブ取引や証券金融取引のカウンターパーティとなるのは、大規模な金融機関である場合が多いが、これらは様々な取引を相互に行っていることから、連関性が高い。今般の危機において、他の業態に比べてこれらの金融機関間の相関の値が相対的に高まっていたことが明らかとなったが、こうした連関性が必ずしも捕捉されていなかった。
- カウンターパーティの信用力の悪化等に伴うエクスポージャー時価の変動の結果、多額の損失が発生したが、当該リスクに対する自己資本賦課の枠組みがこれまでなかった。
- 清算機関が広く用いられておらず、用いるインセンティブを生む仕組みが必ずしもなかった。
- 現行の枠組みでは、証券化商品の担保としての適格性が社債と同等に扱われているが、今般の危機において証券化商品の価格変動が非常に大きく、担保としての価値に疑問が付けられた。
- 取引件数が多い場合や流動性の低い担保が取引に含まれる場合、担保の処分に要する日数が、規制上想定されていた期間よりも長かった事例が多発した。
- 危機前に非常に低い水準にあったイニシャル・マージン(当初所要担保額)が危機時に急速に拡大。現行内部モデル方式の、期待エクスポージャーを通じたエクスポージャー計測手法は、適切なマージンを要求するための十分なインセンティブとなっていなかった。
- カウンターパーティの信用度の悪化と、市場の急激な変化による担保価値の下落が同時に起こった結果、担保でカバーされた効果を勘案した「ネットのエクスポージャー額」が大きくなったが、こうした不利な価値変動が同時に起こる、いわゆる「誤方向リスク」を適切に捉えることができていなかった。

4. 見直し項目の概要

- 資産相関の見直し ⇒ 6.
 - 金融機関向けエクスポージャーの資産相関を1.25倍に引上げ。
- 時価変動リスクの捕捉(信用評価調整(CVA)への対応) ⇒ 7.
 - 時価変動リスクを捕捉するための新たな自己資本賦課。
- 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し ⇒ 8.
 - 現在見直しが行われているCPSS/IOSCOの「清算機関のための勧告」を満たすCCPに対するエクスポージャー額のみ、エクスポージャー額を「0」とする取扱いを認める。
- 担保管理の強化 ⇒ 9.
 - マージン・ピリオド(カウンターパーティのデフォルト時に、取引を清算し、ポジションを再構築するのに要する期間)の規制上の下限(フロア)を20日に延長等。
 - 適格金融資産担保としての証券化商品の取扱いを厳格化。
- 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応 ⇒ 10.
 - 内部モデル方式における、ストレス期間のデータを含めた期待エクスポージャーの計測。
 - 第1の柱の枠組みの下で、一部の「個別誤方向リスク」に対する新たな自己資本賦課。
- バックテストやストレステスト要件等の強化 ⇒ 11.

※以後、以下の表記を使用。

＜信用リスク計測手法＞

内部格付手法採用行(IRB行)

＜マーケットリスク計測手法＞

標準的方式採用行(SMM行)

内部モデル方式採用行(IMA行)

＜カウンターパーティ・リスク計測手法＞

カレント・エクスポージャー方式採用行(CEM行)

標準方式採用行(SM行)

期待エクスポージャー方式採用(IMM行)

5. 本邦金融機関に関連する主な見直し項目

	対象行	対象エクスポージャー等	新しい取扱い(案)	関連告示
①	IRB行	あらゆる金融機関向け※ エクスポージャー	資産相関の値を1.25倍に引上げ。	153条1項3号
②	全銀行	OTCデリバティブ取引	エクスポージャーの時価変動リスクに対して新たに自己資本を賦課。	79条
③	全銀行	清算機関(CCP)向け エクスポージャー	CPSS/IOSCOの「清算機関のための勧告」を満たさないCCP向けエクスポージャー額を「0」とすることを認めない。	10条3項
④	全銀行	適格担保として取得している 証券化商品	証券化商品のボラティリティ調整率(ヘアカット)を引上げ。再証券化商品は適格担保として認めない。	94条

※「金融機関」の対象は、総資産250億ドル以上の規制金融機関と、その他のあらゆる非規制金融機関

<見直し案が与える影響の概要>

- ①について、資産相関の引上げにより、金融機関向けの所要自己資本額が増加(最大約36%)。
- ②について、カウンターパーティの信用力の変化に伴う時価変動リスクに対して、新たに所要自己資本が発生。
- ③について、CPSS/IOSCO勧告を満たさないCCP向けエクスポージャーに所要自己資本が発生。
- ④について、証券化商品を用いた信用リスク削減効果が限定。再証券化商品を用いた信用リスク削減は認められなくなる。

6. 資産相関の見直し①(内部格付手法(IRB)採用行)

■ 現行の取扱い

- IRB行については、所要自己資本額を計算する際、PD、デフォルト時損失率(LGD)等に加えて、各債務者間の資産相関がパラメータ(入力値)として用いられている。
- 資産相関の水準は、PDの水準に応じて、12%~24%の範囲で決まる仕組み(PDが小さいほど資産相関が大きくなる関係)。

■ 今般の危機を踏まえた問題点

- 規模の大きい金融機関やレバレッジの大きい金融機関は、他の業態に比べて相互連関性が高く、今般の危機において相対的に相関の値が高まっており、現行の資産相関の水準は、こうした高い連関性を十分に反映していなかった。

■ 対象行

- IRB行

6. 資産相関の見直し②(内部格付手法(IRB)採用行)

■ 見直し案の概要

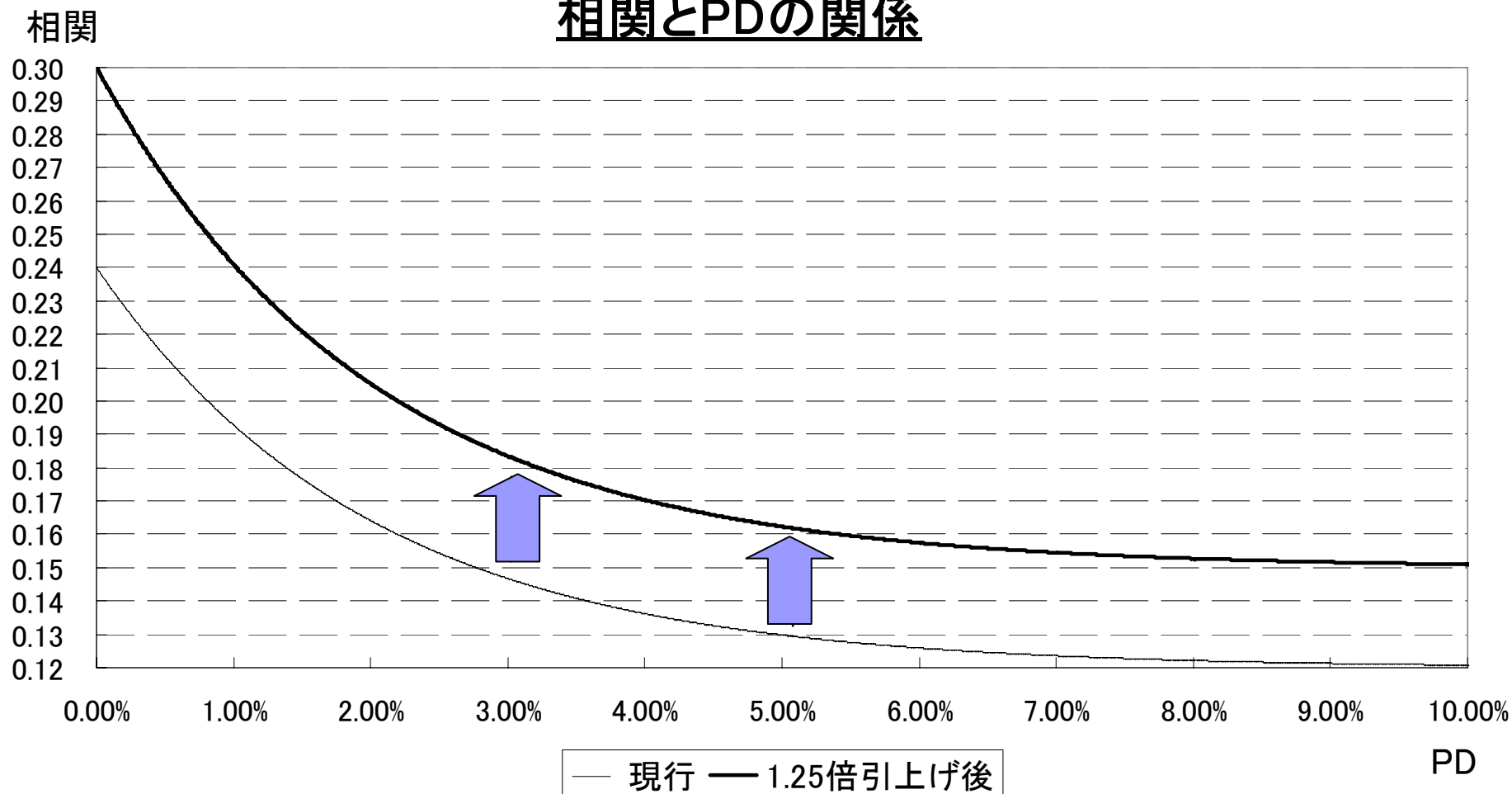
- 金融機関向けのあらゆるエクスポージャー(通常与信等を含む)について、資産相関を「1.25倍」に引上げ。見直し後の資産相関の範囲は15%~30%(PDの水準が0.03%で、所要自己資本額は約36%上昇)。
- 「金融機関」の定義は現行の定義(預金取扱金融機関)と異なり、以下の広い金融機関が対象となる。
 - 総資産が250億ドル以上の規制金融機関(銀行、証券、保険会社等)。
 - ヘッジファンドや保証会社等の非規制金融機関(資産規模によらない)。
- ただし、① 相関の引上げ幅、② 規制金融機関の総資産に関する数値基準については更なる分析を行うとしているほか、③ 規制金融機関と非規制金融機関の定義については、市中協議を通じて具体的なコメントを求める対象となっている。

■ 今後の方向性

- IRB行に対する当該見直しが行われると、同様の見直しが標準的手法採用行に対しても適用される可能性(金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトの見直しの可能性)がある。

6. 資産相関の見直し③(内部格付手法(IRB)採用行)

相関とPDの関係



7. 時価変動リスクの捕捉

(信用評価調整(CVA)への対応)①(全銀行)

■ 現行の取扱い

- 信用評価調整(CVA)とは、カウンターパーティの信用力の変化に伴い、エクスポージャーの時価を調整する枠組み(会計上の時価評価の枠組みの一環)。
- カウンターパーティの信用力が悪化すると、CVAの額が上昇し、その分だけカウンターパーティ・エクスポージャー時価が下落。結果として、銀行は損失を計上。
- 現行の取扱い上、CVAの変動に係るリスク(カウンターパーティの信用力の変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスク)に対する具体的な所要自己資本計測の枠組みはない。

■ 今般の危機を踏まえた問題点

- クレジット・スプレッドの急速な拡大等に伴い、カウンターパーティの信用力が悪化し、当該リスクに対するCVAを通じた損失を多くの金融機関が計上。
- 今般の危機で生じたカウンターパーティ関連損失のうち、3分の2がCVAによるもの(残りがデフォルトによるもの)であり、CVAへの対処の必要性が顕在化。

⇒ CVAの変動リスクに対する所要自己資本計測の枠組みを新しく追加。

■ 対象行

- 全銀行

7. 時価変動リスクの捕捉 (信用評価調整(CVA)への対応)②(全銀行)

CVAの枠組み(エクスポージャー時価とCVAの関係)

※ 単純化のためカウンターパーティ(取引相手)の信用力の変化のみを考慮

カウンターパーティに対する
OTCデリバティブ取引に
係るエクスポージャーの時価

=

リスク・フリーの
エクスポージャー時価

-

信用リスクプレミアム
(CVA相当額)

将来キャッシュフローを無リスク金利で
現在価値に割り引いたもの。

信用リスクプレミアム
(CVA相当額)

=

① 期待エクスポージャー

×

② 期待損失率

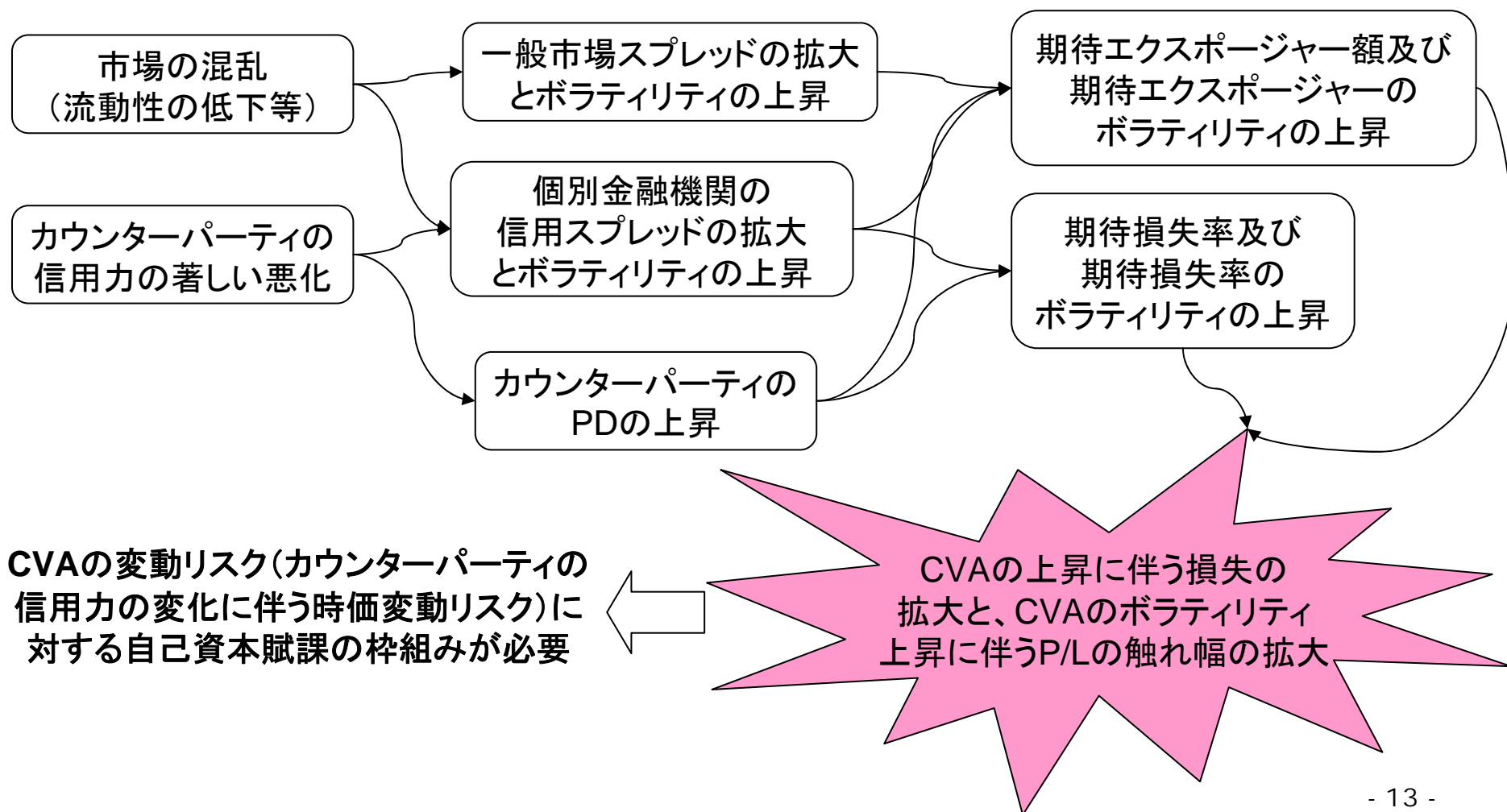
- ①: 将来のエクスポージャー額の変化を織り込んだデフォルト時点における期待エクスポージャー額
(期待エクスポージャーを計測できない銀行は、CEM等で計測したエクスポージャー額を使用)
- ②: カウンターパーティのデフォルト確率(PD) × デフォルト時損失率(LGD)
(PD、LGD等が不明な場合、カウンターパーティのCDSスプレッドを用いて期待損失率を算出)
- ⇒ CVAとは、カウンターパーティに係る期待損失(EL)と言える。

カウンターパーティの信用力悪化等 ⇒ CVAの増加 ⇒ エクスポージャー時価の下落 ⇒ 損失の発生

7. 時価変動リスクの捕捉

(信用評価調整(CVA)への対応)③(全銀行)

今般の危機におけるCVAに伴う損失発生メカニズム



7. 時価変動リスクの捕捉

(信用評価調整(CVA)への対応)④(全銀行)

■ 具体的計測方法(債券相当アドオン方式)

(1) 概要

- 時価変動に係るリスクを、当該カウンターパーティが発行している債券の期待損失に係るマーケット・リスク相当額とみなして、追加的に自己資本賦課。
- 計測対象となるマーケット・リスクは、IMA行の場合、ストレスVaRを含む一般市場リスクと個別リスクの合計(ただし、追加的リスクは除く)。

(2) 具体的計測方法

- カウンターパーティ向けエクスポージャー額の推計値(CEM、SM、IMM各手法で計測した値(ネットティング後))を債券(ゼロ・クーポン債と仮定)の想定元本とみなす。
- 想定元本額に対して、CDSスプレッドを直接用いて割引現在価値を計算し、CVAの現在価値に当たる債券相当額を計算。
- マチュリティは、当該カウンターパーティ向けエクスポージャーのうち最も長い取引の実効マチュリティを採用。
- リスク計測対象となる保有期間は1年。
- ヘッジ効果は、単一銘柄(シングル・ネーム)のクレジット・デフォルト・スワップ(CDS)によるもののみを認める。
- 債券相当額に対するマーケット・リスクを計測。その際、IMA行はVaRによりリスク量を算出(それ以外の金融機関は、SMMによりアドオン部分を計測)。

7. 時価変動リスクの捕捉

(信用評価調整(CVA)への対応)⑤(CEM行の計算例)

【前提条件】

- カウンターパーティ: 金融機関Aのみ(信用格付BBB+)
- CEMで計測したA向けEAD額: 1,000
- 最長実効マチュリティ: 3年
- Aの3年CDSスプレッド: 150bp、3年割引国債金利: 100bp

債券相当額

$$\begin{aligned} &= \{1,000 / (1.01)^3\} - \\ &\quad \{1,000 / (1.025)^3\} \\ &\doteq 42 \end{aligned}$$

マーケット・リスクの計測において内部モデル(VaR)を採用している銀行の場合

- (イ) 債券相当額42に対する保有期間10日の一般市場リスク相当VaR(ストレスVaR含む)を計測(①)
- (ロ) 金利リスクの個別リスクのリスク・ウェイト表より、個別リスク相当額を計測(②)
⇒ この例では残存期間24ヶ月超の優良債に当たるため、リスク・ウェイトは1.60%。
- (ハ) ①、②に対する保有期間の調整(10日 ⇒ 250日)。
⇒ (①+②) × 5 = (③…1年相当マーケット・リスク)
- (ニ) ③を12.5倍し、マーケット・リスクに対するリスク・アセットとして分母に加算。

マーケット・リスクの計測において標準的方式(SMM)を採用している銀行の場合

- (イ) 金利リスクの一般市場リスクのリスク・ウェイト表より、債券相当額42に対する一般市場リスク相当額を計測(マチュリティ法、デュレーション法いずれの手法も選択可能)
⇒ マチュリティ法を用いる場合、この例におけるリスク・ウェイトは2.25%。

※ その他の計算は、上記VaR採用行と同様。

この例におけるリスク・アセット相当額 = $42 \times (0.016 + 0.0225) \times 5 \times 12.5 \doteq 101$

8. 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し① (全銀行)

■ 現行の取扱い

- 清算機関(CCP)向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーが日々担保により完全にカバーされている場合に限り、エクスポージャー額を「0」とする取扱いが認められている。
- 本邦においては、金融商品取引法上の金融商品取引清算機関及びそれに類する者に対するエクスポージャー額を「0」とすることが認められているところ。

■ 見直しの背景

- CCPを通じたOTCデリバティブ取引の決済を、銀行に対してより一層促すと同時に、強固なリスク管理プロセスを持たない清算機関に取引を集中させることにより生じ得る潜在的なシステムック・リスクを認識し、清算機関の強固なリスク管理を確保する観点から、現行の取扱いを見直し。

■ 対象行

- 全銀行

8. 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し② (全銀行)

■ 見直し案

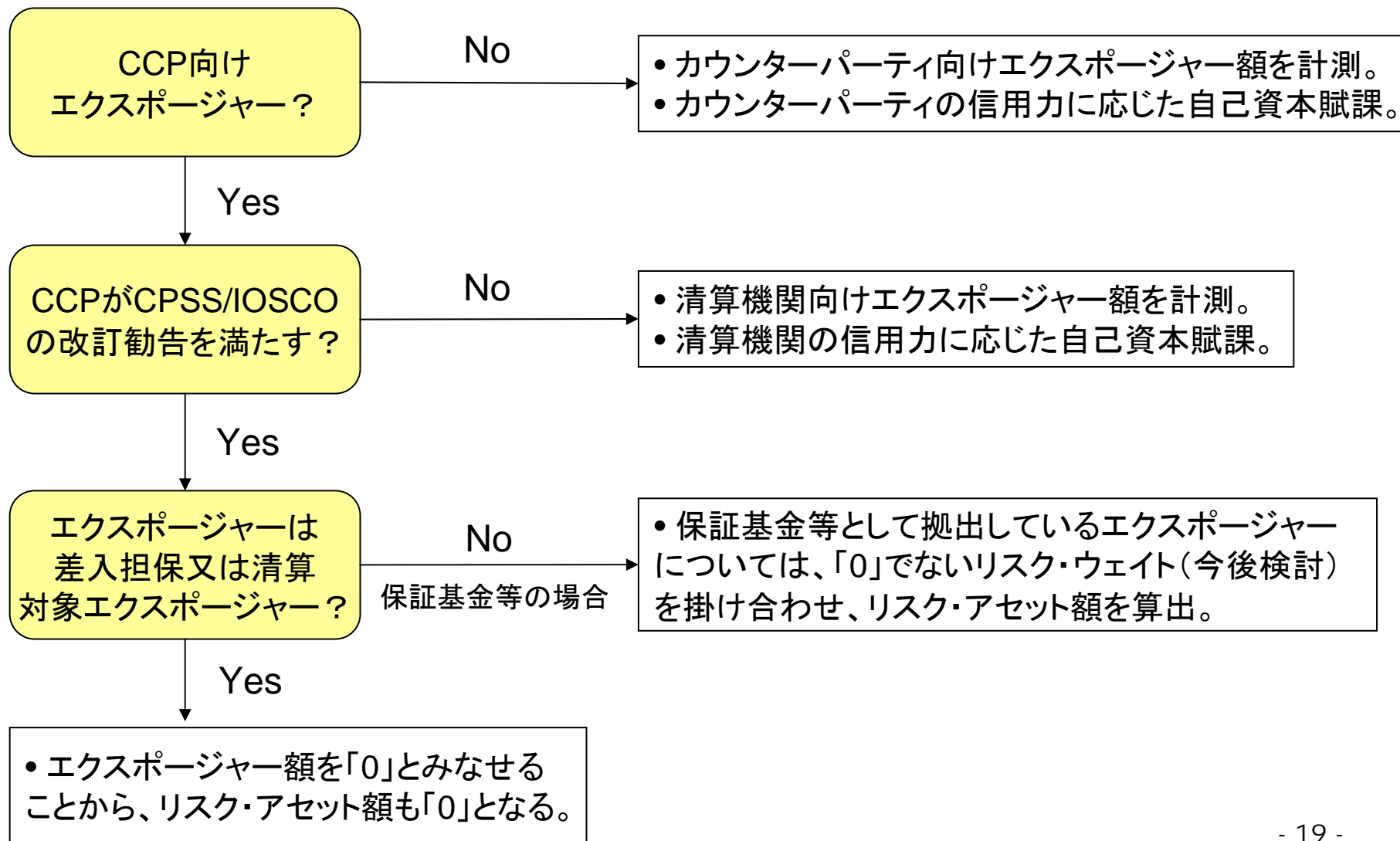
- 現在、BIS支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)が見直しを行っている「清算機関のための勧告(2004年)」をCCPが満たすことを、エクスポージャー額「0」を認めるための最低要件とする。
- 当該要件を満たすCCP向けエクスポージャーのうち、差入担保及び清算対象のエクスポージャー時価相当額についてはエクスポージャー額「0」を認める。
- 上記エクスポージャー以外の保証基金等(清算機関の他の参加者のデフォルトにより生じた損失が、デフォルト当事者が差し入れている担保等により補填不可能な場合に使用され得る基金)については、エクスポージャー額「0」を認めない。
- バーゼル委は、今後CPSS/IOSCOの見直し作業に貢献。その際、見直し後の勧告の中に、次ページの具体的項目が盛り込まれるべきとの立場。

8. 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し③ (全銀行)

■ 「清算機関のための勧告」の見直し案に盛り込まれるべきとバーゼル委が考える事項

- 具体的かつ高い水準のイニシャル・マージン(当初差入担保額)要件及び継続的な担保差入要件の設定。
- マージンの計算、エクスポージャーのモニタリング、バックテストの実施の厳格化、及びこれらのリスクを管理するためのプロセスの厳格化。
- CCP参加者が晒されている個別誤方向リスク、投資リスク、決済リスク、保証基金リスクを特定、モニタリング、限定する手法の整備。
- 例外的なリスクの状況下での規模の大きいCCP参加者のデフォルトに耐え得る財務基盤の保持。
- 潜在的な損失、保証基金の必要額、例外的なリスクの状況下での当該保証基金の取崩しの手順等の分析を含むストレステストの実施。
- CCPの監督に関する責任の明確化。

8. 清算機関(CCP)向けエクスポージャーの取扱いの見直し④ (全銀行) <フロー・チャート>



9. 担保管理の強化①(主にIMM行(一部全銀行))

■ 現行の取扱い

- IMM行に対する担保に関連する要件として、当局が定めるマージン・ピリオド(カウンターパーティのデフォルト時に、取引を清算し、ポジションを再構築するのに要する期間)の下限(フロア)等の要件はあったものの、担保に関する要件は現行枠組みにおいてほとんどない。

■ 今般の危機を踏まえた問題点

- 今般の危機では、清算のためにマージン・ピリオドを超える期間を要する例が多く見られたほか、金融機関の担保管理部署の実務の不備、証券化商品の大幅な時価変動に伴う担保としての適格性の低下といった問題が生じた。

⇒ 以上を踏まえ、担保管理に関する様々な要件を強化。

■ 対象行

- ほとんどがIMM行に係るものであるが、適格担保としての証券化商品の取扱いの厳格化等、全銀行が対象となるものも一部ある。

9. 担保管理の強化②(全銀行／IRB行)

■ 担保管理要件の強化(全銀行)

- OTCデリバティブ取引及び証券金融取引の、マージン・アグリーメントの適切な運営のために、十分な経営資源を割かなければならない。
- マージン・アグリーメントに係るリスクの統制、モニタリング、報告のための担保管理方針を策定しなければならない。

■ 適格金融資産担保としての証券化商品の取扱いの厳格化(全銀行)

- 現行の取扱いでは、信用リスク削減のために用いることができる適格金融資産担保について、ソブリン(国債等)であるか否か、またマチュリティ(満期までの期間)に応じて、ボラティリティ調整率(ヘアカット)が定められている。
- 今般の危機において、証券化商品の価格に大きな変動があったことを踏まえ、証券化商品のヘアカットを社債の2倍に厳格化するとともに、再証券化商品については、適格担保として認めないことを提案。

■ 高いレバレッジのかかったカウンターパーティに対するPD推計(IRB行)

- 高いレバレッジのかかったカウンターパーティ又は当該カウンターパーティの資産の大部分がトレーディング資産である場合、ストレス期の当該資産の動きを反映したPDを推計しなければならない。

9. 担保管理の強化③(全銀行)

<適格金融資産担保のヘアカット>

格付 (長期／短期)	残存期間	ソブリン	ソブリン以外 (社債等)	証券化商品
AAAからAA-／A-1	～1年	0.5	1	2
	1～5年	2	4	8
	5年～	4	8	16
A+からBBB-／A-2、A-3、P-3、 無格付の銀行証券	～1年	1	2	4
	1～5年	3	6	12
	5年～	6	12	24
BB+からBB-	全て	15	不適格	不適格
主要なインデックスの構成株式				15
上記以外の株式				25
投資信託等	投資信託に含まれる商品の最も高いヘアカットを適用			
現金				0

※ 網掛け部分が新しい取扱い。再証券化商品は適格担保として認めない。

9. 担保管理の強化④（IMM行）

■ マージン・ピリオドの強化（IMM行）

- 現行の枠組みにおけるマージン・ピリオドのフロアは、OTCデリバティブ取引で10営業日、レポ取引等の証券金融取引で5営業日であるが、今般の危機において、清算までに当該日数を超えるケースが多く見られた。
- これを踏まえ、各ネットティング・セット（1カウンターパーティ当たりの法的に有効なネットティングを行った後の取引の集合体）について、
 - ① ネットティング・セット当たりの取引件数が5,000件を超える場合
 - ② 流動性の低い担保や、再構築の難しいOTCデリバティブ取引を含む場合に、マージン・ピリオドのフロアをそれぞれ20営業日に延長。
- 併せて、直近2四半期に、マージン・ピリオドを超える清算期間を要した取引が、ネットティング・セット当たり3件以上生じた場合、直後の2四半期の間、当該ネットティング・セット全体に係るマージン・ピリオドを2倍に延長。

9. 担保管理の強化⑤ (IMM行)

■ 担保管理部門の実務要件の強化 (IMM行)

- マージン・コール(担保要求)の計算、実施、マージン・コール・ディスピュート(担保要求に係る紛争)の管理等を日次で行う担保管理部門を設けなければならない。
- 当該部門は、データの完全性の統制、担保の再利用状況の捕捉、特定のカテゴリへの担保の集中状況の捕捉等を実施しなければならない。
- 当該部門は、定期的に上級管理職へ報告されるよう、適切な担保管理に係る情報を作成、維持しなければならない 等。

■ 担保管理に係るその他の要件強化 (IMM行)

- マージン・アグリーメントのある取引をモデル化できないIMM行に認められている、期待エクスポージャー計測に係るショートカット・メソッド(簡易手法)の厳格化。
- 担保の再利用(受入担保を別の取引の担保として供与)に際する要件の強化。
- OTCデリバティブ取引の担保をモデル化できない場合、適格金融資産担保の包括的手法の要件を満たす自行推計へアカット又は当局設定へアカット使用の義務化。
- カウンターパーティの信用力が低下した際に担保の引渡しが行われる契約において、当該担保取得がエクスポージャー額に与える影響(エクスポージャー額を引き下げる影響)を勘案することは不可。
- 証券金融取引について担保価値の変動をモデル化している場合、現金以外の担保についてモデル化を行うことを義務化。

10. 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応①(IMM行)

■ 現行の取扱い

- 誤方向リスクは、「一般誤方向リスク」(カウンターパーティのPDと一般的な市場のリスク・ファクターが正の相関を持つこと)と「個別誤方向リスク」(カウンターパーティのPDとエクスポージャー額が同時に高まるリスク)に分類される。
- 現行枠組みの下で、一般誤方向リスクについては、IMM行のエクスポージャー額計測の際に掛け合わされる乗数「 α 」により一部勘案済。
- 一方で、個別誤方向リスクについては、モニタリングに関する要件はあるものの、具体的に所要自己資本を計測する枠組みはない。

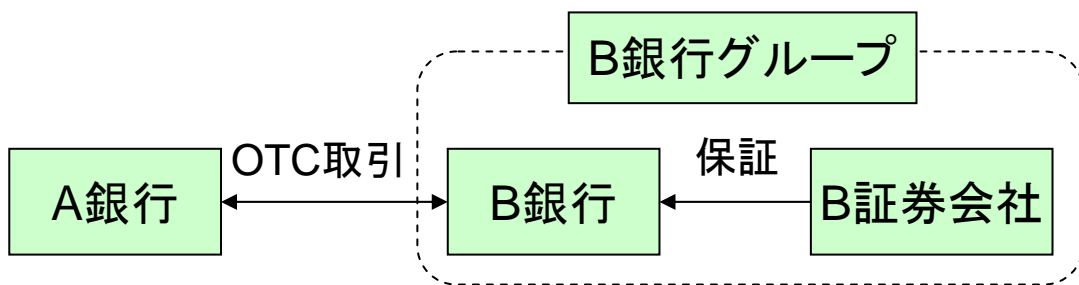
■ 今般の危機を踏まえた問題点

- 今般の危機では、市場の急速な悪化とともに、カウンターパーティのPDが上昇する一般誤方向リスクに加え、モノライン等に対するエクスポージャー額がPDとともに上昇する個別誤方向リスクが顕在化。

⇒ 一般誤方向リスクを追加的に捕捉する枠組み及び一部の個別誤方向リスクに対して所要自己資本の計測を求める枠組みを追加。

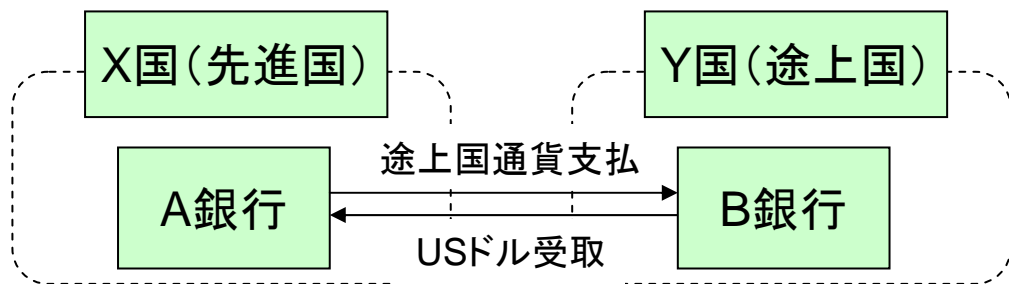
10. 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応②(IMM行)

個別誤方向リスクの例(グループ会社保証の例)



B銀行の信用力悪化
 ↓
 B銀行グループの信用力悪化
 ↓
 B証券会社の信用力悪化
 ↓
 B証券会社による保証価値の下落
 ↓
 A銀行にとってのB銀行に対する
 エクスポージャーの増加

一般誤方向リスクの例(途上国銀行との通貨スワップの例)



金融危機等によりY国の信用力悪化

↓
 Y国の通貨価値が50%減価する
 とともに、B銀行が破綻

↓
 Y国通貨価値が半分に下落したこと
 により、A銀行のB銀行に対する債権額が
 50万ドル発生

↓
 当初想定5万ドルのエクスポージャー
 が10倍に拡大

- 想定元本100万ドル。途上国通貨支払、USD受取の通貨スワップ
- 開始時及び終了時に想定元本を交換(開始時にA銀行がドル支払、途上国通貨受取、終了時にA銀行がドル受取、途上国通貨支払)
- 契約時点での契約終了時の期待エクスポージャー額を5万ドルと推定(想定元本の5%の水準)

10. 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応③(IMM行)

■ 対象行

- IMM行

■ ストレス期のデータを用いた期待エクスポージャーの計測 (一般誤方向リスク対応)

- 現行の枠組みでは、内部モデルにより期待エクスポージャーを計測する際、直近3年間の市場データを用いることとなっている。
- 見直し案では、ストレス期の一般誤方向リスクを捉えるため、①トレーディング勘定のストレスVaRの計算に用いられるストレス期間1年間を含む3年間のデータを用いて計測されたエクスポージャーと、②直近3年間のデータを用いて計測されたエクスポージャー額の大きい方を期待エクスポージャーとして採用することを提案。
- 当該措置により、期待エクスポージャーのシクリカリティも軽減。

■ 一般誤方向リスクの特定・モニタリングの強化

- 一般誤方向リスク特定のためのストレステスト、シナリオ分析の実施。
- 商品、地域、業態等ごとの一般誤方向リスクのモニタリング及び上級管理職等に対する定期的な報告の実施。

10. 誤方向リスク(wrong-way risk)への対応④(IMM行)

- 法的関係のある企業を参照するCDSや株式デリバティブに対する新たな資本賦課(個別誤方向リスク対応)
 - 単一銘柄(シングル・ネーム)のCDSについて、カウンターパーティとCDSの発行体との間に法的関係(legal connection)がある場合、CDSの想定元本額を当該カウンターパーティに対するエクスポージャー額とみなすこととする(保守的なエクスポージャー額を採用)。
 - 単一銘柄を参照する株式デリバティブについて、上記と同様の法的関係がある場合、参照先の企業がデフォルトしたと仮定した際のデリバティブの価値を当該カウンターパーティに対するエクスポージャー額とする。

11. バックテストやストレステスト要件等の強化（IMM行）

■ 現行の取扱い

- 内部モデルの検証要件としては、バックテストやストレステストに関する簡単な要件があるのみ。

⇒ それぞれについて、より詳細な要件を課すことに。

■ 対象行

- IMM行

■ バックテスト要件の強化

- バックテストの定期的な実施、経営陣の積極的な関与、検証手法の文書化等を要件として追加するとともに、バックテスト手法の技術的側面に関する監督上のガイダンス案を別途公表予定。

■ ストレステスト要件の強化

- 主要な市場リスクファクターに係る月次のストレステストの実施、ストレステスト結果を経営陣に対する定期報告の中に含めること等の要件を追加。

■ α の自行推計の際の要件の強化

- IMM行が最終的なEAD額を算出する際に掛け合わせる乗数である「 α 」を自行推計するに当たり、エクスポージャーが非線形リスクを有する場合に大きなブレが生じることを当局が認識すべき旨を明確化。